意見書案第 4 号

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月28日

福 岡 市 議 会 議長 川 上 晋 平 様

提出者 福岡市議会議員

森あや子熊 谷 敦 子倉 元 達 朗近 藤 里 美田 中 丈太郎江 藤 博 美

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

少子高齢化,人口減少社会の中で,我が国の持続的成長を実現し,社会の活力を維持していくためには,女性の能力をいかすことが不可欠です。

2017年11月に世界経済フォーラムが公表した,各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数(2017)」によると、日本は144か国中114位と過去最低となりました。前回の指数と比較すると、経済、教育、保健分野の順位は上昇したものの、政治分野で順位が下がっており、女性の政治参画が遅れていることに一つの要因があります。

このような中、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するためには、「男女共同参画社会基本法」の基本理念にのっとり、その基本原則を定めて、国、地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項などを定めた法律を制定する必要があります。また、法律を制定することで、現在超党派の国会議員から提起されている政治分野における男女共同参画に関する議論について、地方議会を含めた様々な場面に広がることが期待されます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を早期に制定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長,参議院議長,内閣総理大臣,総務大臣,法務大臣, 内閣官房長官,内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 宛て

議 長 名